

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 3 月 31 日現在

機関番号：12613

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830023

研究課題名（和文） イギリス「寛容な社会」についての政治学的研究

研究課題名（英文） Political Study on 'Permissive Society' in Britain

研究代表者

二宮 元 (NINOMIYA GEN)

一橋大学・大学院社会学研究科・特任講師

研究者番号：10611626

研究成果の概要（和文）：1960年代のイギリスでは、戦後の経済成長と豊かな社会を背景に、人びとの価値観や規範が多様化し、寛容な社会が出現した。本研究では、そうした社会変化を後押しした一連の寛容化の立法改革をめぐる政治過程を考察し、それらの改革がどのような政治勢力によって推進され、またどのような政治構想にもとづいて追求されたのかを考察した。改革を推進した保守党内の進歩的保守派と労働党内の修正社民派の政治構想を検討することで、寛容化の改革が、戦後の福祉国家建設のつぎの段階に取り組みべき課題として実行されたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In 1960s Britain, permissive society emerged under the post-war affluence, in which people came to accept diverse values and ethical norms. This study analyses into political processes of permissive legislations which had intended to encourage permissive social change and examines the political groups and their theories which promoted these reforms. By considering the political ideas of Progressive Rights and Revisionists, It is revealed that permissive legislative reform was implemented as the next major issues after establishing the post-war welfare state

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：寛容な社会、法と道徳、市民社会、社会民主主義、保守主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、イギリスの政治研究では、戦後、保守・労働の二大政党の間で、福祉国家を基本的に承認するコンセンサス政治の構造が形成され、それが1980年代のサッチャー政権のもとで大きな再編にさらされることになったと理解されてきた。しかし、実はサッチャーが批判した戦後の政治構造は、福祉国

家だけでなく寛容な社会というもう一つの特徴をもつものであった。1950年代後半から1960年代にかけて、イギリスでは、猥褻出版物規制の緩和、ギャンブル規制の緩和、同性愛の合法化、中絶規制の緩和、劇場検閲制度の廃止、離婚の自由化など、市民社会にたいする国家の道徳的・宗教的な規制を緩和しようとする寛容化の改革が実行された。しかし、

それらの改革を政治学的な見地から考察した研究は、ほとんど行なわれてきておらず、改革をめぐる政治過程は十分に明らかにされてこなかった。

(2)一般的に、寛容な社会については、戦後の豊かな社会のもとでの消費文化の台頭と結びつけられて理解されることが多い。すなわち、戦後フォードイズム経済の基調となる大量生産・大量消費サイクルが、節制や禁欲を旨とする伝統的な倫理観を崩壊させ、人びとの価値規範を大きく変容させたと考えられてきたのである。イギリスでも、従来、寛容な社会研究は、1960年代の社会で、人びとの価値観や規範意識が実際にどの程度変化したのかという問題関心から、若者文化の変化や性道徳規範の変化に注目する社会学的な研究が多く行なわれてきたが、社会の寛容化を積極的に後押しするような立法改革が、この時期に行なわれたことに注目し、改革の政治的・思想的な背景を考察した研究は行なわれてこなかった。本研究は、以上のような研究上の空白を生めることを目的として開始された。

2. 研究の目的

本研究は、1960年代のイギリスの寛容な社会について、政治学的な見地から考察するものである。とりわけ、1950年代後半から1960年代にかけて行なわれた一連の寛容化の改革をめぐる政治過程を考察することを通して、つぎのような諸点を明らかにすることを目的とした。

(1) 寛容化の改革を積極的に主導した政治勢力について検討することである。興味深いことに、寛容化の改革は、保守党政権と労働党政権をまたいで行なわれており、明らかに保守・労働の二大政党それぞれの内部にその推進勢力が存在していたと考えられる。そうした保守・労働両党内部の政治勢力がどのような勢力であったのかを明らかにすることが、本研究の第一の課題である。

(2) 二つ目の課題は、一連の寛容化の改革が、どのような政治構想にもとづいて追求されたのかを明らかにすることである。本研究では、寛容化の改革を積極的に支持した保守党と労働党それぞれの勢力の思想や言説を検討することで、社会の寛容化がどのような論理と構想にもとづいて正当化されたのかを明らかにした。

(3) 第三に、福祉国家と寛容な社会の関係について考察することである。イギリスで、戦後直後の時期に実行された福祉国家の改革

は、市場の経済活動にたいする国家の規制的作用を拡大させるものであったのにたいして、寛容化の改革は、市民社会の諸活動にたいする国家の規制の縮小を意図したものであった。前者の規制強化と後者の規制緩和は、一見すると相反する方向を向いている。そうした二つの改革が、戦後イギリス政治のなかでどのような連関性をもって実行されたのかという点も検討した。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、一連の寛容化の改革が行なわれた時期を、①1957年から1962年までの保守党政権時代と、②1965年から1967年までの労働党時代の二つの時期に区分して、研究を進めた。平成23年度には前者の時期を、平成24年度には後者の時期を対象として研究に取り組んだ。

(2) 本研究においては、関連する二次文献を精読することに加えて、議会議事録や政党の内部資料などの一次資料を検討し、寛容化の改革をめぐる政治過程を明らかにするとともに、その思想的な背景を明らかにするように努めた。なお、各年度において一度ずつ渡英し、オックスフォード大学 Bodleian Library 所蔵の Conservative Party Archive やロンドン大学 (LSE) 付属図書館のパンフレット・コレクションを活用して、研究上必要となる一次資料を収集した。

4. 研究成果

(1) 本研究をつうじて、寛容化の改革を積極的に推進した政治勢力は、保守党内の進歩的保守派と労働党内の修正社民派の二つの勢力であったことが明らかにできた。戦後のイギリスでは、福祉国家的な政策の実施に関して保守・労働の二大政党の間で基本的なコンセンサスが形成されたが、実はこの福祉国家のコンセンサスの成立を支えたのが、進歩的保守派と修正社民派の勢力であった。一方の進歩的保守派は、1945年に保守党が選挙で惨敗した後に党内で政策的な主導権を確立し、保守党が全体として福祉国家の基本枠組みを受け入れる方向に舵を切らせる役割を果たした。他方、修正社民派は、福祉国家による改良政策の積み重ねによる社会主義の実現を主張して、産業国有化の拡大の必要性を否定し、戦後の労働党に穏健な社会民主主義路線を採用させたのである。したがって、福祉国家の改革と寛容化の改革は、ほぼ同じ担い手によって推進された改革であったと言える。

一連の寛容化の改革の大きな特徴は、そのほとんどが、議員の個人立法の体裁をとり、

いわゆる「良心問題 (conscience issue)」として取り扱われて党議拘束のかからない自由投票に委ねられたことである。全体としてみれば、保守党よりも労働党のほうに、寛容化の改革を支持する議員がより多くいたが、労働党内部にも、労働者階級の伝統的なモラリズムなどから、改革にたいして反対の立場をとる議員も少なからず存在した。そうしたなかで、寛容化の改革が次つぎと議会で可決されていった背景には、進歩的保守派と修正社民派の政党の垣根をこえた事実上の協力があったからなのである。その意味において、イギリス戦後政治においては、保守・労働の二大政党の間に、福祉国家についてのコンセンサスに加えて、寛容な社会のコンセンサスが成立していたと言える。

(2)本研究では、寛容化の改革を推進した進歩的保守派と修正社民派が、それぞれどのような思想と言説にもとづいて改革を押し進めたのかという点を考察した。

①修正社民派の寛容化論

修正社民派は、戦後直後の福祉国家建設のつぎの段階の重要な政治課題として、寛容な社会の実現を構想していた。すなわち、当時、修正社民派は、経済成長と福祉国家の実現によって、物質的な福祉の充足についてはほぼ解決の見通しがついたという楽観的な判断をもっており、社会主義の課題は、物質的・経済的な欠乏の克服から非物質的・文化的な諸価値の実現へと移行していくと考えていたのである。そして、文化的な豊かさを実現するためには、個人の私的な自由の拡大が必要不可欠であり、個人の自由を制限するような国家の道徳的・宗教的な規制はできるだけ撤廃されなければならないと主張したのである。こうした修正社民派の議論は、窮乏や統制の暗いイメージと結びつけられがちな社会主義理念を、娯楽や快適さというよりポジティブなイメージと結びつけようとする試みでもあった。

②進歩的保守派の寛容化論

進歩的保守派が問題にしたのは、戦後の豊かな社会のなかで大きく変化する国民意識と旧時代的な道徳立法の乖離であった。1950年代以降、保守党は、福祉国家の基本枠組みを維持し、そのうえに経済的な繁栄を追求し、人びとに豊かさを実感させることで、安定した統治と国民統合を実現しようとしており、その観点から、禁欲や節制の美德を強調するビクトリア時代的な道徳規律は、安定した統治の実現にとって余計な障害物であると考えようになっていたのである。また、進歩的保守派は、法の領域と道徳の領域を区別する論理を展開し、後者は個人の自由と責任に

委ねるべきであって、国家が介入すべきではないと論じた。本来、保守主義は、社会秩序の維持のために道徳や宗教を重んじる政治思想であるが、その点で、道徳や宗教の強制に反対した進歩的保守派は、保守主義の伝統からはやや逸脱した政治潮流であったと言える。

(3)戦後イギリス政治において、福祉国家と寛容な社会が密接な連関性をもって構想されていたことが明らかにできた。上述のように、修正社民派と進歩的保守派は、それぞれやや違った論理にもとづいてではあるが、社会の寛容化の促進に積極的な姿勢を打ち出した。両者に共通して言えるのは、福祉国家と豊かな社会のもとでの戦後社会の統治と統合の安定を前提にして、社会の寛容化を構想していたことである。戦後社会のなかでの生活水準の向上によって、人びとの物質的な生活環境が改善されるだけでなく、それにもなつて人びとの知的・道徳的な進歩も実現するであろうという見通しが、両者の寛容化論を支えていたのである。寛容化の改革をとおして実現がめざされたのは、いわば「成熟した市民社会」とでも呼べる社会像であった。そうした成熟した市民社会の実現のためには、一方においては、人びとが市民として自立した生活を営めるようにするために福祉国家によるさまざまな生活支援と保障が必要であり、また他方では、人びとを成熟した分別ある市民として扱い、最大限の自由と私的自治を認める必要があった。そうした脈絡のもとに、イギリス戦後政治では、市場の経済活動を規制する福祉国家の介入の強化と、市民社会における自由を拡大するための国家の道徳的・宗教的規制の緩和という二つの政治課題が、共通した政治勢力によって追求されたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①二宮元「イギリスの保守主義と新自由主義」、『唯物論研究年誌』、査読有、第16号、2011年、pp.277-300.

〔学会発表〕(計1件)

①二宮元「イギリス福祉国家と寛容な社会」、日本比較政治学会研究大会、2012年6月23日、於日本大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

二宮 元 (NINOMIYA GEN)
一橋大学・大学院社会学研究科・特任講師
研究者番号：10611626